

社会福祉法人希望福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれている者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 理事で法人の常勤職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、法人の正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給する。

4 理事長は、理事長手当を報酬として支給することとし、その他の報酬は支給しない。ただし、法人の常勤職員としての立場を有する者に対しては、支給しない。

5 役員は報酬を拒否することができる。

6 前項の場合は、あらかじめ書面にて通知する。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬総額は、年間80万円以内とする。（理事会参加の都度、一人一律3千円、監事監査参加の都度、一人一律3千円）

2 この法人の理事長手当は、月額5万円とする。

3 各々の役員の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

4 評議員の報酬総額は、年間20万円以内とする。（評議員会参加の都度、一人一律3千円）

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 前項の負担費用は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む。)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬(旅費を除く。)は、次月の20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、当該日の前日に支払うものとする。

2 理事長以外の役員及び評議員の報酬等及び役員旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃については、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は平成29年6月 日(定例評議員会の議決日)から施行する。